

受託評価業務における標準処理期間の設定に関する要領

制定	平成25年2月25日
改正	平成25年9月26日 (a)
改正	平成26年3月25日 (b)
改正	平成28年9月29日 (c)
改正	令和元年8月19日 (d)
改正	令和8年4月1日 (e)

第1 目的

この要領は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が実施する受託評価業務に関し、検定対象機械器具等の種別ごとに、その標準処理期間を定めることを目的とする。

第2 標準処理期間の設定要件

- 1 型式評価（型式変更評価を含む。以下同じ。）に係る標準処理期間の設定は、次により行うものとする。 (j)
 - (1) 型式評価に係る標準処理期間は、依頼を受理した日から型式評価の結果及び意見を依頼者に通知する日までとする。 (j)
 - (2) 前(1)の標準処理期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。
 - ア 協会が初回調査の実施について依頼者に通知した日から依頼者が希望する初回調査実施日までの期間
 - イ 協会の照会事項に対して依頼者が回答するまでの期間等依頼者の都合により協会が試験を続行できないこととなる期間 (j)
 - ウ その他協会の責に属さない事情により必要とする期間
- 2 型式適合評価に係る標準処理期間の設定は、次により行うものとする。
 - (1) 型式適合評価に係る標準処理期間は、依頼者の受検希望日から型式適合評価結果の合否を依頼者に通知する日までとする。
 - (2) 前(1)の標準処理期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。
 - ア 協会の照会事項に対して依頼者が回答するまでの期間等依頼者の都合により協会が受託評価を実施できないこととなる期間
 - イ その他協会の責に属さない事情により必要とする期間

第3 標準処理期間

- 1 型式評価に係る標準処理期間は、別表における消防用機械器具等の種別ごとに定める期間とする。 (j)
- 2 型式適合評価に係る標準処理期間は、依頼者の受検希望日から10日とする。

第4 標準処理期間を超過する場合の措置

協会は、消防用機械器具等の型式評価又は型式適合評価に係る処理において、前第3に定める標準処理期間内に終了させることが困難であることが明らかになった場合には、次の事項について、依頼者に説明を行うものとする。 (j)

- (1) 標準処理期間内に終了させることが困難な理由
- (2) 処理の予定期日

第5 標準処理期間の見直し等

- 1 協会は、消防用機械器具等に係る標準処理期間については、試験手順の改善、試験設備の整備等を図りつつ、適宜見直しを行うものとする。
- 2 協会は、受託評価業務の遂行にあたっては適切な処理を行うとともに、標準処理期間内であっても、できる限り速やかに行うように努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 「鑑定業務における標準処理期間の設定に関する要領」（平成12年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、公布の日から実施する。

消防用機械器具等の型式評価に関する標準処理期間

消防用機械器具等の種別	標準処理期間
[品質評価]	
1 動力消防ポンプ	4.0 ヶ月
2 消防用ホース	4.0 ヶ月
3 消防用吸管	4.0 ヶ月
4 消防用結合金具	2.5 ヶ月
5 エアゾール式簡易消火具	5.0 ヶ月 (耐食試験期間に応じて最大 16.0 ヶ月)
6 漏電火災警報器	3.5 ヶ月
7 音響装置	2.5 ヶ月
8 予備電源	3.5 ヶ月
9 消火器加圧用ガス容器	1.5 ヶ月
10 蓄圧式消火器の指示圧力計	2.0 ヶ月
11 消火器及び消火器の加圧用ガス容器の容器弁	1.5 ヶ月
12 ホースレイヤー	2.5 ヶ月
13 住宅用スプリンクラー設備	5.0 ヶ月
14 消防用積載はしご	2.5 ヶ月
15 消防用接続器具	3.5 ヶ月
16 外部試験器	2.5 ヶ月
17 特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	6.0 ヶ月
18 消火設備用消火薬剤	3.0 ヶ月
19 放火監視機器	2.5 ヶ月
20 可搬消防ポンプ積載車	6.0 ヶ月
21 光警報装置及び光警報制御装置	3.0 ヶ月
22 屋外警報装置及び屋外警報装置に接続する中継装置	2.5 ヶ月
23 補助警報装置及び中継装置	2.5 ヶ月
[認定評価]	
1 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン	2.5 ヶ月
2 非常警報設備の警報設備	2.5 ヶ月
3 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	3.0 ヶ月
4 地区音響装置	2.5 ヶ月
5 総合操作盤	4.0 ヶ月
6 パッケージ型自動消火設備	5.0 ヶ月
7 易操作性 1 号消火栓	4.5 ヶ月
8 広範囲型 2 号消火栓	4.5 ヶ月
9 2 号消火栓	4.5 ヶ月
10 補助散水栓	4.5 ヶ月
11 ノズル	4.5 ヶ月
12 消防用ホースと結合金具の装着部	2.5 ヶ月
13 特定駐車場用泡消火設備	5.5 ヶ月 (開放型泡水溶液ヘッドは 3.5 ヶ月)
[特定機器評価]	契約書に定める期間